平成２８年（フ）第５４５号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区４棟304号
債務者　**橋**本　進允
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４６号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区４棟304号
債務者　**橋**本　惠子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５５号
千葉県柏市豊住３丁目８番１号　オーパス新柏102号
債務者　大関千鶴子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６４号
千葉県流山市大字東深井202番地の１　メリディアンＶ－105
債務者　落合　雄一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８２号
千葉県我孫子市湖北台３丁目５番20号（102号）　メゾン都湖北Ⅱ
債務者　李　　周妍
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０８号
千葉県松戸市栄町１丁目38番地
債務者　土田　裕司
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９６号
山口県山陽小野田市大字東高泊2283番地８
債務者　濵田　　勇
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８４号
茨城県日立市十王町城の丘１丁目15番地１
債務者　山野辺洋子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５２２号
静岡市駿河区西脇739番地の５
債務者　吉田万里子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１号
滋賀県彦根市宇尾町264番地１（103号）、前住所滋賀県米原市入江1585番地１
債務者　本田　欣也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第７７３号
神戸市灘区稗原町２丁目２番16号マウンテンビュー六甲Ⅱ202号
債務者　有田　千穂（旧姓大植）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９６号
神戸市長田区大日丘町１丁目７番２－107号
債務者　川口　義文
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５６号
広島県東広島市西条町郷曽363番地31　ハムレットコミューンＫ105号
債務者　森　　勝美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９０号
広島市中区鶴見町５番17―601号
債務者　曽我部みのり
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
広島県三次市粟屋町1718－２　特別養護老人ホームくるみ荘、住民票上の住所広島県三次市粟屋町4115番地
債務者　牛岡　義範
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２０５号
長崎県長崎市本河内２丁目15番７－407号、旧住所長崎県長崎市片淵３丁目15番21号
債務者　白木　勇次
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係